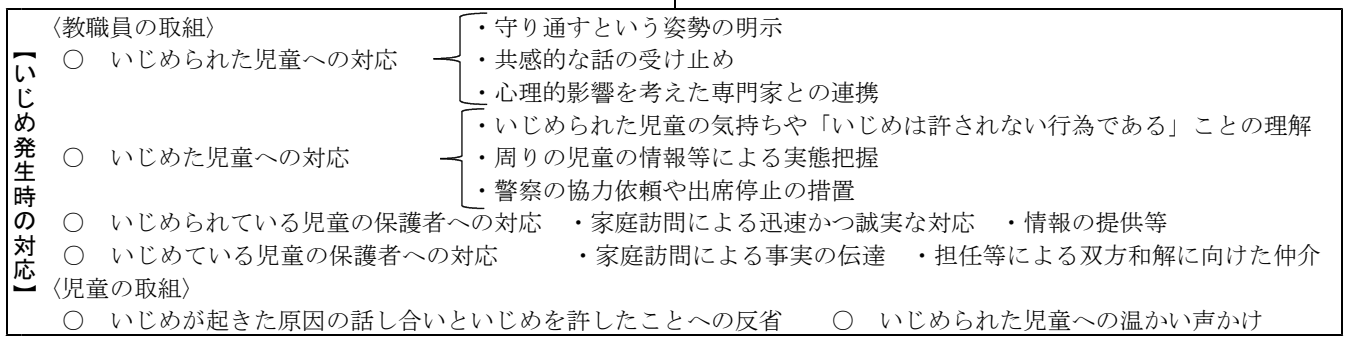
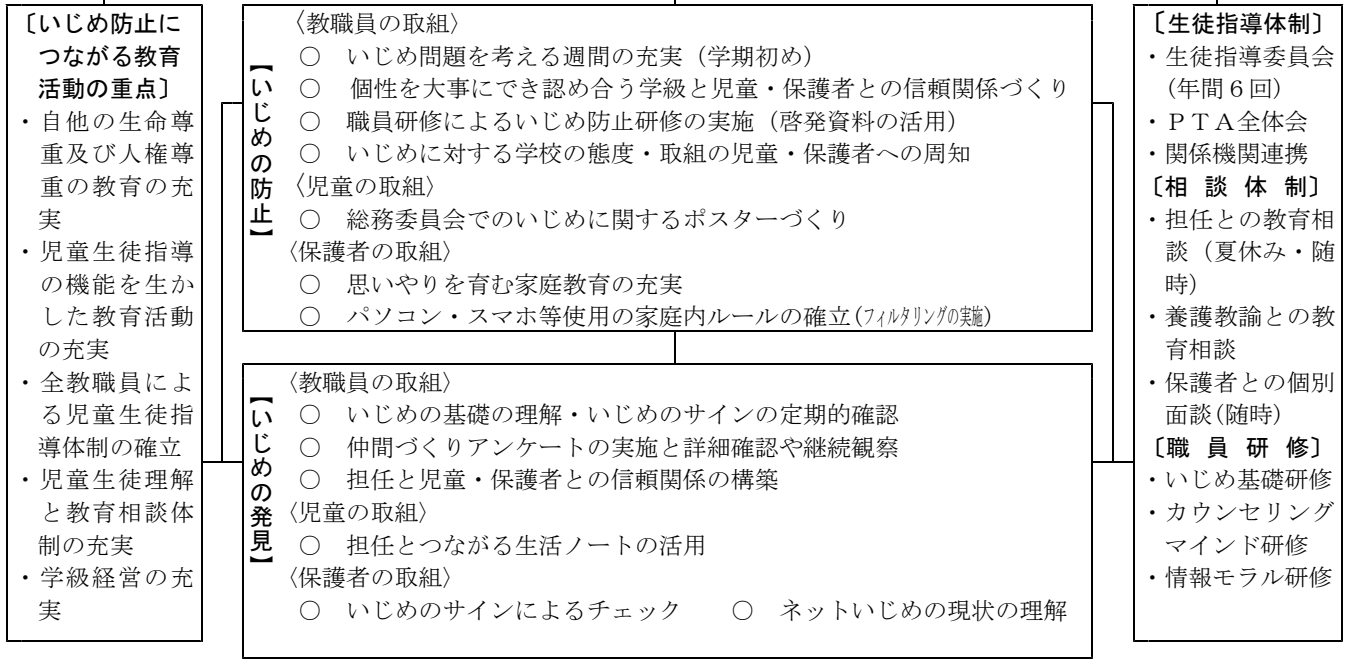
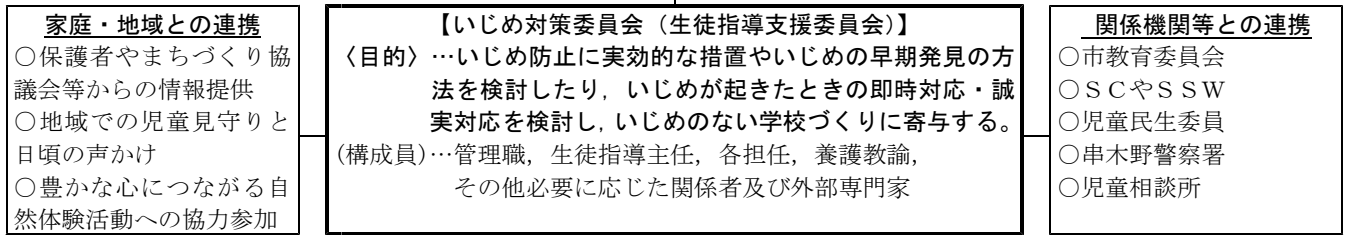


旭小学校いじめ防止基本方針（令和3年度）

学校教育目標

心豊かで自ら学ぶ意欲をもち、たくましく生きぬく子どもを育てる。



月	計画及び評価	実態把握等	各教科・特別活動等	児童会活動	情報モラル	教育相談	職員研修
4	年間活動計画の検討及び共通理解		各教科における指導計画の確認 「いじめ問題を考える週間」の実施	1年生を迎える会		家庭訪問	
5	取組評価アンケートの作成		道徳（共通主題「生命尊重」）		（児童向け）全体指導	個別面談	
6	実態に基づいた対応策の検討				携帯・ネット利用実態調査		
7	取組評価アンケートの実施	（県）いじめアンケート	道徳（共通主題「思いやり」）		（保護者向け）啓発研修会		
8	取組評価アンケート集計・分析・検証					個別面談	生徒指導事例研修
9	実態に基づいた対応策の検討		「いじめ問題を考える週間」の実施				
10		「学校楽しいと」の活用	学級活動（共通主題「集団生活の向上」）			個別面談	生徒指導研修
11			道徳（共通主題「友情・信頼」）		携帯・ネット利用実態調査		
12	取組評価アンケートの実施、集計、検証	（県）いじめアンケート	仲良し集会				
1					保護者向け）啓発研修会		
2			道徳（共通主題「自他の尊重」）				
3	取組評価アンケートの実施、集計、検証 次年度活動計画案作成			6年生を送る会			

旭小学校いじめ防止対策基本方針

1 いじめ防止に対する基本姿勢

- いじめは、どの子供にも、どこの学校でも起こりうるという認識の下に、学校が一体となって継続的に取り組む。
- 全ての児童に「いじめは決して許されない」ことを、全教育活動を通じて理解を促す。
人権尊重の視点に立った人間関係づくり・授業づくり・環境づくりの推進
- 被害者側の立場に立ち、問題解決に当たる。
- 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど定期的な調査などを行い、児童一人一人の状況の把握に努め、いじめの早期発見に努める。
- 発達障害を含む障害・帰国子女や外国人など外国とのつながり・性同一性障害や性自認・震災等での被災や原発事故で避難している児童には、特に配慮した日常的な支援などを行う。
- あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。特に道徳科の授業や、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さと呼びかける活動、相談箱を置くなどして子供同士で悩みを聞き合う活動等、子供自身の主体的な活動として推進する。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾・スポーツクラブ等児童が関わっている仲間や集団などが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットも含む）で、心身の苦痛を感じているものをいう。

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

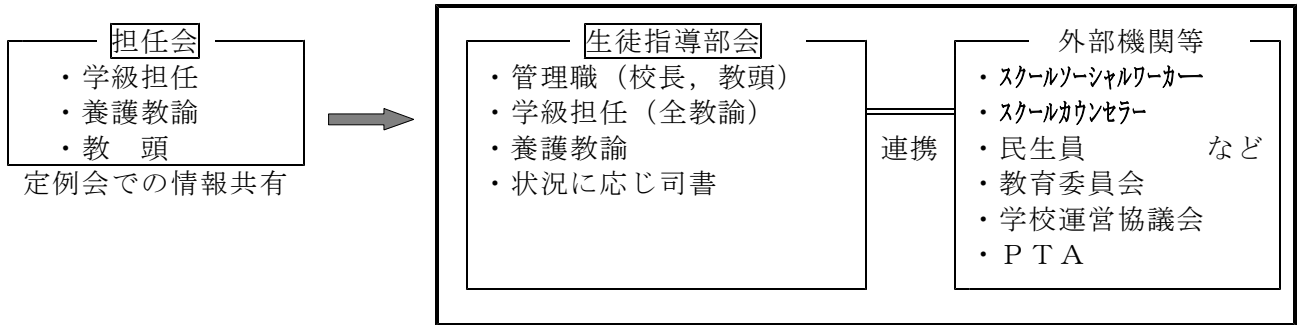
具体的ないじめの態様（例）

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・不快に感じるあだ名を漬けられ、しつこく言われる
 - ・容姿や言動について不快なことを言われる ・「消えろ」「死ね」などと存在を否定される
- 仲間はずれや集団による無視をされる
 - ・遊びや活動で、集団の中に入れない ・わざと会話をしない
 - ・席を離す、避けるように通る
- ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ぶつかるように通行する、通行中に足をかけられる
 - ・遊びと称して、技をかけられたり、叩かれたりする
 - ・叩かれたり、蹴られたりすることが繰り返される
- 金品をたかられる
 - ・脅されてお金や品物を要求される
 - ・筆記用具を何度も貸しているが返却されない
- 金品を隠されたり、ぬすまれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・くつを隠される ・持ち物を取られ、傷をつけられる、ゴミ箱に捨てられる
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・机や壁に誹謗中傷を書かれる ・人前で衣服を脱がされる
- パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる
 - ・ブログや掲示板に誹謗中傷や事実と異なることを書かれたり、個人情報や恥ずかしい写真を掲載されたりする
 - ・いたずらや脅しのメールを送られる ・SNSのグループからわざと外される

3 いじめ解消の定義

- ①いじめに係る行為が止んでいること
心理的又は物理的な影響を与える行為が、少なくとも3ヶ月以上止んでいること。
但し、いじめの被害が重大と判断される場合は、より長期の期間を設定する。
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

4 いじめ防止等の対策のための組織



- ・ 子どもたちや学級の様子についての情報交換を行い、特にいじめの早期発見や早期対応が図れるようにする。また、担任会で学級の状況について話し合い、必要に応じて情報を提供する。
- ・ 生徒指導部会を各学期2回の開催する。部会では、学校基本方針に基づく取組を推進する。
- ・ 情報については常に学校長に伝えるようにし、学校長が対応の必要ありと判断した場合には、必ず生徒指導部会を開催する。
- ・ 生徒指導部会で具体的方策を確認し、事実認定、調査等を行わせるようにする。

5 いじめ防止等の対策のための具体的な取組

①未然防止

1)教職員の取組

- ア いじめ防止年間計画の作成※学期はじめの「いじめ防止強調週間」の活動を充実
- イ いじめ防止の内容の研修会 (年2回以上)
- ウ 担任会における情報交換・児童生徒一人一人の状況の把握 (週1回)
- エ スクールカウンセラーの活用(情報交換等)

2)教育課程等への位置付けと具体的な学習活動の実施

- ア 学習年間指導計画や道徳年間計画等への年間を通じた「いじめ」に関する学習の位置付け
- イ 人権週間における学校長の全校児童への講話および担任による学級指導
- ウ いじめや命に関わる報道を基にした学級指導等
- エ スクールカウンセラーの活用についての理解と積極的な活用
- オ 学習活動における子どもたち相互の関わり合う場の設定(含相互評価場面)

- ・ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係や学校・学級の風土づくり。
- ・ 児童生徒に対して、傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる。
- ・ 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないように指導の在り方に細心の注意を払う。

3)保護者や地域に対する取組

- ア 学校だより、学級通信、学校評価(保護者評価)等による保護者への啓発
- イ P T A総会や地域集会等を活用しての保護者や地域への啓発 (年2回)
- ウ 学級P T Aを活用しての保護者への啓発(随時)
- エ スクールカウンセラーについての説明(年度当初)
- オ 学校運営委員への取組の説明 (年4回)

②早期発見

1)教職員の取組

- ア ①1)にある「研修会」を基にした具体的な実態把握－意識調査 (年2回)
- イ 管理職や養護教諭による子どもたちの観察 (随時)
- ウ 担任会における情報交換(週1回)
- エ スクールカウンセラーとの情報交換 (随時)
- オ 情報の記録および共有 (随時)
- カ 学級担任等へのケア

2) 具体的な子どもたちへの働きかけ

- ア スクールカウンセラーとの面接（希望や必要に応じて）
- イ 担任による面談の実施（面談週間や希望時）
- ウ アンケート等による実態把握（年3回・記名・無記名それぞれ1回以上）

3) 保護者や地域との連携

- ア 保護者からの情報収集（随時）
- イ 保護者のスクールカウンセラーへの相談とその情報共有（随時）
- ウ 学校だより，学校評価等による保護者への学校の取組の説明（随時）
- エ 地域からの訴え等による情報収集とその共有（随時）
- オ 入学時・年度当初に児童生徒やその保護者に「いじめ防止対策基本方針」を示す
- カ 幼稚園・西中との連携（小・中一貫教育推進）

③ 早期対応

1) いじめ発生時

- ア 学校いじめ対策委員会の開催→臨時対策会の設置
- イ 生徒指導部会による方針の決定（基本方針等は以下2)～4)に準ずる）

・ いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は，特定の教職員で抱え込まず，他の業務に優先して，かつ，即日，学校長に報告して，組織的に対応する。（特定の教職員が，いじめに係る情報を抱え込み，学校いじめ対策組織に報告を行わないことは，法の規定に違反し得るということを認識させる。）

・ 対応に当たっては，被害児童生徒を守り通すとともに，加害児童生徒に対しては，当該児童生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと，毅然とした態度で指導する。

2) 事情聴取・情報共有等

- ア 管理職や生活指導主任（係），学級担任等による被害者，加害者への聞き取り
- イ 教育委員会への報告
- ウ アを基にした情報把握
- エ 全教職員による情報共有
- オ 学級担任への指導

3) いじめ解消に向けた対策－1)のイによる

- ア 被害者に対するケア
- イ 加害者に対する複数教員による指導
- ウ いじめを伝えた子どもへのケア
- エ 学級を始めとする子どもたち全体への指導

4) 保護者との連携

- ア 被害者の保護者との連携
- イ 加害者の保護者への連絡・指導
- ウ いじめを伝えた子どもの保護者との連携

④ 重大事態への対応

- 1) 被害者やその保護者への対応
- 2) 加害者やその保護者
- 3) 教育委員会への報告と連携